

京都市告示第 454号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更及び廃止の届出がありました。

平成17年12月28日

京都市長 榊本頼兼

医療機関所在地変更

名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
中山歯科医院	西京区桂上野中町12番地の5	西京区桂上野中町170番地	平成17年9月3日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
桃仁会病院	伏見区桃山町根来16番地	平成17年9月21日
(医) 和行会 丸太町クリニック	中京区西ノ京車坂町8番地	平成17年8月31日
明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の4	平成17年5月31日
たによりこクリニック	右京区西京極東池田町12番地	平成17年10月31日
たにがわ眼科医院	伏見区東大手町763番地 若由ビル2階	平成15年5月1日
小出歯科医院	上京区寺町通今出川上ル表町20番地	平成17年10月17日
桂薬局	上京区今出川通寺町東入米屋町292番地	平成17年10月17日
西村薬局	下京区寺町通五条上ル西橋詰町758番地	平成17年9月30日
醍醐すくすく薬局	伏見区醍醐高畑町30番地の1 パセオダイ グロー西館2階	平成17年10月27日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)